

津市法律顧問設置要綱

平成18年1月1日訓第1号

(設置)

第1条 本市の行政運営上における諸問題に対し、専門的な法律知識をもって的確に対処するため、法律顧問を設置する。

(職務)

第2条 法律顧問は、次に掲げる職務を行うものとする。

- (1) 法律問題の指導及び助言に関すること。
- (2) 書面及び口頭による鑑定に関すること。
- (3) 10万円以下の支払督促の申立てに関すること。

(身分)

第3条 法律顧問は、地方公務員法（昭和22年法律第261号）第3条第3項第3号に規定する非常勤の顧問とする。

(人数)

第4条 法律顧問の人数は、2人とする。

(任期)

第5条 法律顧問の任期は、4年とする。

2 法律顧問は、再任されることができる。

(任用の方法)

第6条 法律顧問は、弁護士資格を有する者のうちから市長が委嘱する。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この訓は、平成18年1月1日から施行する。